

正会員 各位

(一社)全国LPガス協会

消費税の総額表示について

令和3年4月1日より、消費税法に基づき事業者が消費者に対して価格を表示する場合は、税込価格を表示（総額表示）することが、義務付けとなります。

つきましては、詳細な内容について、以下のホームページをご参照いただくとともにご不明な点がございましたら、最寄の税務署にご確認いただくよう都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、従業員や関係者等に対して、ご周知くださいますようお願いいたします。

◎財務省ホームページ

・リーフレット

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/210107leaflet_sougaku.pdf

・事業者が消費者に対して価格を表示する場合の価格表示に関する消費税法の考え方

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/210107guideline_sougaku.pdf

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 笠間、瀬谷、野本